

Title	十九世紀後半におけるイギリス資本主義の変貌と労働組合運動の変転（その三）： 一八七一年の労働組合法をめぐって
Sub Title	The change of British capitalism and the transformation of the trade union movement in the latter period of the 19th century : the trade union act of 1871
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.3 (1959. 3) ,p.195(1)- 214(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19590301-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

フリーダ・ナイト著『トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判』……………飯田鼎(充)
石上良平著『英国社会思想史研究』……………白井厚(吉)

十九世紀後半におけるイギリス資本主義
の変貌と労働組合運動の変転 (その三)

——一八七一年の労働組合法をめぐって——

飯田鼎

- 一、はしがき
 - 二、産業革命期における労働組合にたいする法的圧迫——
一八二四年および二五年法をめぐって——
 - 三、ウィクトリア時代における組合政策の変転と労働組合
の法的地位——団結権の法的承認の意義——
 - 一
- しないまでも、労働組合運動に威圧を加えつつあることは、日々の報道機関の伝えるところである。そしてとくに注意しなければならぬことは、争議行為が、公共の安寧秩序を侵犯する「社会悪」であり、勤労者の権利の濫用であるかのような観念が流布されつつあることであろう。しかしながらわれわれは、団結権および団体行動権が、憲法に保障されている勤労者の基本的な権利であることを知っている。

日本の労働組合運動は、いまひとつの転換期に立っているといわれる。しばしば指摘されるように、そのもっとも重要な点は、いわゆる「占領政策の行きすぎ」を是正するという名目のもとに、労働組合の発展を抑制し、労働運動の弾圧を企図しつつあるかのような動きが見られることである。「健全な労使慣行の樹立」とか、あるいは、「公共の福祉」を理由に、争議に警察が介入し、また直接干渉

日本国憲法第二五条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、第二七条および二八条には、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う……」「勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規定されている。いうまでもなくこれらの権利は、敗戦後の日本において制定された新憲法によって、われわれに

あたえられたのではあったが、決して素手で得られたものではなかった。第二次世界大戦に散っていった幾百万の人々の尊い血の犠牲の上に、これを代償としてあがなわれたものであった。

だが、それよりも憲法に規定されているこのような労働者の基本的な権利は、長い間の資本主義社会の成長と発展の過程において、労働者階級の闘いによって獲得とられたものであり、その意味で歴史的に生成した権利であるということこそ重要な意味が秘められている。近代的な意味での人格的な自由と平等、とが誰人も侵すことのできない権利、いわゆる基本的人権として宣言されたのは、周知のように一七七六年のアメリカ合衆国の独立と一七八九年のフランス革命という巨大な大衆的な革命運動の過程を通じてであった。このように十八世紀末期から十九世紀初頭にかけてヨーロッパをおそったブルジョア革命は、封建的身分的な従属関係を廃棄して、その代りに資本家的近代的な人間関係を打ち建てたのであった。しかしながら、資本主義社会においては、労働者は人格的に自由な存在であるとともに、あらゆる生産手段からも自由な人間である。彼が日々その労働力を資本家に売ることなくして、到底その生存を維持することはできないことはもちろんである。従って弱者の立場にある労働者が人間的な生活を維持しようとする要求をもつ限り、ここに彼らが団結し組合を結成することは、また歴史的な必然性を有しているわけである。実に労働組合運動の歴史とは、このような生存権や労働権にたいする勤労大衆の絶えざる叫びによって書きつづけ

られてきたといっても、けだし過言ではない。

たしかに日本の憲法は、勤労者の団結権と団体行動権を保障している点で、第一次大戦後のドイツのワイマール憲法にも比すべきものである。だが注意しなければならないことは、これらの勤労者の基本的な諸権利は、形式的に憲法の上で保障されているからといって、ただそれだけで決して充分というわけではない。さきにも述べたように、勤労者の団結権や団体行動権は、歴史的な長い困難な過程をへて獲得されたものであって、この意味からすれば、日本の憲法に規定されている勤労者の諸権利は、敗戦の結果というような偶然的な事件を契機としてあたえられたものであるとか、あるいは占領者の頭の中から生まれたというものではなく、世界の労働者階級の運動の歴史的な闘争を背景として、これと不可分の関係において獲得されたものであった。従って今後、これらが、勤労者大衆の遺産として後々の世代まで受けつがれるためには、これからも果てしない闘いがつづくことが予想されるのである。

憲法に規定されている勤労者の基本的な権利を確保しつづけることが、いかに困難な闘いを必要とするか、日本において、現行法律上、組織労働者の二〇％を占める国家及び地方公務員と、約一四％を占める公共企業体及び地方公営企業の従業員と合せて約二〇〇万ばかりの労働者が、全く争議権を奪われ、その上に、約五〇万の電気産業及び石炭産業の労働者が、いわゆるスト規制法によって、その争議権に大きな制限を加えられている。権利というものは、たえ

ず闘いとられるものであって、拱手傍観していて獲得する努力を惜しむならば、団結権や争議権が、勤労者大衆から次第にうばわれてゆくことが絶対には言えない。ワイマール共和国の歴史は、教訓としてこの峻厳な事実を教えている。

このように、現在、勤労者大衆が享受している団結権と団体行動権は、資本制社会の成立にともなう賃金労働者の運動の結果、権利として認められるに至ったものであって、いまこれを、資本主義が最初に発展した英国にとって考えるならば、労働者階級が、その団結権を獲得するに際して、いかに長期間にわたる忍耐と闘争とを要求されたか、また争議権を労働者階級の権利として支配者に承認させるために、どれほど多くの犠牲を被らなければならなかったかを、もっとも明瞭に理解することができよう。

二

十九世紀から二〇世紀にかけてのイギリス労働組合運動の歴史を概観するならば、労働組合の法的な地位にかんして、きわめて重要なくつかの画期的な事件をもって特徴づけられる時期を見出すであろう。つきにこれを列挙するならば、

- (一) 一七九九年—一八〇〇年にかけての団結禁止法の制定
- (二) 一八二四年—一八二五年にかけての団結禁止法の撤廃
- (三) 一八七一年の労働組合法
- (四) 一九〇六年の労働争議法

(四) 一九二七年の労働争議法

第一の団結禁止法の時期は、産業資本主義の確立期にあたり、産業革命による階級の分化、フランス革命の影響にもなつて、急進主義運動の活発化と階級闘争の激化が、支配階級を震撼しつづけた。自由放任主義の哲学——経済的には契約自由の原則——によって、労働者の団結は、いかなる意味においても違法とされたのであった。この一八〇〇年から一八二四年までの四半世紀は、労働者階級が団結権を要求して闘争しつづけた時期である。一八二四年および二五年の団結禁止法撤廃法によって、一応団結権を獲得した労働者階級は、ここに本格的な労働組合運動を展開するに至った。しかしこれは労働組合が合法的な地位をあたえられたということの意味しなかつた。労働組合が、真にその合法性を獲得するには、一八七一年の労働組合法をまたなければならなかつた。労働組合の基金に法的な保護をあたえた一八七一年の労働組合法は、一八七五年の共謀罪および財産保護法 (The Conspiracy and Protection of Property Act) および労働組修正法 (The Trade Union Amendment Act) と相まって、労働組合運動を鞏固な地盤に据えたかに見えた。事実労働組合運動は、かの慢性的な不況がはじまる一八七四年には、一八六七年にはじまった繁栄期の絶頂を示し、労働組合員数は、未曾有の高さに達した。ウェッブ夫妻の言葉をかりるならば、一八七一年から一八七五年までの間に、労働組合員の数は、おそらく二倍以上になっている⁽¹⁾。

だが、一八八〇年代にいたって勃発した不熟練労働者の運動、いわゆる新組合運動は、坑夫、ドック労働者、鉄道従業員および農業労働者を大規模な闘争にまきこみ、英国資本主義が帝国主義の段階に達するとともに、内外の矛盾は一層激烈となった。この矛盾に対処すべく、当時の支配階級は、外に対しては侵略戦争を強行するとともに、国内においては労働組合運動に猛烈な反撃を加えた。一九〇一年のタフ・ヴェール判決(Taff Vale Judgment)は、このような反動政策の一部をなすものであった。「裁判上のクレーダー」として知られるこの事件は、労働組合運動を事実上不可能にし、あらゆる実際的な目的のためのストライキを「非合法」にするものであった。一八七一年から七六年の間に組合が獲得したあらゆる権利を破壊するものであった。やがて一九〇六年、労働代表委員会(The Labour Representation Committee)がイギリス労働党と改称され、自由党との提携のもとに、労働争議法を成立させ、労働組合を民事訴訟の責任から免れさせ、タフ・ヴェール事件によって労働組合運動に加えられた破壊的な影響からようやく脱することができた。

しかしタフ・ヴェール判決によって労働者階級の運動に重大な脅威をあたえた保守党内閣は、一九〇六年の労働争議法の成立以後も、その反動的な政策を少しも変えようとはしなかった。一九〇九年のオスボーンの判決には労働組合と政党との関係に障害をあたえ、労働組合のみならず労働党そのものの勢力を弱めようとする悪質な

意図が秘められていたようである。一八一三年の労働組合法によつて、労働組合がその政治的基金を政治的目的のために使用することは許可され、オスボーンの判決は、部分的に破壊されたのであった。しかしながら、支配階級による労働組合にたいするより徹底した大規模な攻撃の結果は、一九二七年の労働争議および労働組合法となつてあらわれたのであった。一九二六年のいわゆるセネラル・ストライキの失敗によつて、労働組合の法的な地位は、再び一八七〇年代のそれに逆戻りさせられたのである。この状態は比較的長くつき、一九四六年、労働党政府がその最初の仕事として、これを撤廃するまで、労働組合運動を支配した。一九二七年法の規定のうちでもっとも反動的とみられたものは、すべての外部団体(たとえば労働組合評議会)への加入から、公務員を除外した諸規定と、ピケットはすべて逮捕にたいして安全であると感ずることはできないというようなルーズな方法で脅迫を定義づけた諸規定とであった。

このように労働組合運動の歴史は、労働者階級が、その生活の諸条件を維持し改善しようとする絶え間ない闘いの歴史であるとともに、また反面、労働組合の法的地位をめぐつて、資本家階級と労働者階級とが不断に闘争することによつて形成されたのであった。労働組合は、ひとたびその合法的地位を獲得したとしても決して安全ではなく、たえずその権利を剝奪され、圧迫される危険性から自由であることはできない。イギリス労働組合運動の歴史は、その困難な闘いを通じてこのことをわれわれに教えている。

われわれはここで、イギリス労働法の生成過程やその理論史について究明しようとするものではない。ただ、労働組合そのものの法的地位を論ずる場合に、一八七一年の労働組合法は、団結権および団体行動権の確立という点で、とりわけ重要な意味を有しているようである。この一八七一年法は労働組立法史の上でどのような地位をしめるものであるか、またこれはどのような社会経済的もしくは政治的背景のもとに成立したか、とりわけ、労働者階級が、現実にいかんしてこれを闘い取ったか。このような点について簡単な考察を試みることによつて、いわゆるニュー・モデルの組合運動がイギリス労働運動史上にたいしてあたえる積極的な意味を探り、あわせてその限界をも明らかにしたいと思う。

一八七一年の労働組合法について論ずるにあたって、われわれはまず、一八二四年および二五年の団結禁止法撤廃法のもつ意味について考察する必要がある。未だ萌芽期にあつた産業資本を擁護すべく、労働者階級のはげしい抵抗を排除して制定された団結禁止法は、その後の四半世紀の間における資本主義の成熟の過程をへて、次第に撤廃される気運に際会した。その契機となつたものは、まず第一に、量的にも質的にもその勢力を増大しつゝあつた産業プロレタリアートの圧力と、第二にはブルジョア急進主義者フランス・プレース等の努力であつた。この両者の興味ある関連については、もはや論ずるまでもない。問題は、この一八二四年および二五年法の重要な点が、どこにあつたかということであつて、この検討からはし

めよう。まず、一八二四年の団結禁止法撤廃法であるが、その第二条によれば、

「職人、労働者もしくはその他の人々にして、賃金の増加もしくは賃金率を決定し、あるいは労働時間を減少もしくは変更し、あるいは仕事の量をへらし、雇用期限のきれる前に、その労働から離れまたは労働終了前に帰るよう他の人々を勧誘し、雇われていないとき、労働につきもしくは雇用されることを拒否し、または、製造業、実務もしくは経営あるいはその管理を行う形式を規制する目的の結社に加入する者は、普通法、成文法を問わず、共謀罪による処刑告発または他の刑事訴訟もしくは処罰をうけることはない。」

これによれば、労働者もしくは職人は、どんな理由でも団結をすることは自由であるし、また平和的な手段さえとるならば、仲間を説得して仕事を抛棄させることも可能となつたわけである。またそれと同時に、第三条には、「雇主が賃金率をひくめもしくは決定し、労働時間および仕事の量を増加させるためのいかなる団結をすることも自由である」旨が規定されている。ところが、さらに重要なのは、第五条および第六条である。

「もし何人が身体もしくは財産に暴行を加え、または、脅迫もしくは威嚇によつて、故意にもしくは悪意をもつて他人をして、雇用の期限の終了以前に、雇用もしくは労働を去り、または、終了以前に仕事より帰り、または機械、器具、財貨、商品を破壊し、

あるいは雇われていない者をして仕事もしくは雇用をうけさせないようにすること、あるいは賃金をひき上げ、もしくは労働時間の短縮または変更、あるいは仕事の重を減少もしくはは製造業営業の型態、実務もしくはは経営およびその管理を規制するためにつくりられた規約、命令、決議、規則を守らないことを理由として、他人にたいし、故意にまたは悪意に身体もしくは財産に暴行を加え、または威嚇すること、故意または悪意をもって身体または財産に暴行を加え、あるいは雇主またはその職長もしくは代理人を威嚇して、製造業、営業、あるいは実務の規制、管理、指導の型態の変更を強制すること、すべてこれらの罪を犯し、または、これを誘発、助長、招来、教唆補助するならば、以下に定める方法によって有罪とされ、二月以下の禁錮もしくは懲役に処せられる。」

このように規定したのち、さらに第六条には上にのべたような目的のために団結しようとする者は、同様に処罰されなければならないと主張されている。

この条文をよく読むと、第二条においては、労働者の団結権が承認され、争議権もあたえられたかの如くであるが、第五条に至って、労働者個人の行為にたいする禁止項目が詳細に規定されており、第六条は、労働者の団体の行為にたいする禁止項目を規定している。この一見周到な規定も、暴力、威嚇などが、具体的にどのようなことを意味するのか、明確な規定がなされていないため、労働者にと

結禁止法撤廃法は、労働者の団結そのものの禁止を撤廃したにもかかわらず、団結権を保障しなかったといわれる所以である。しかしながら、労働者階級の団体的な行動が、普通法上違法とされていた謀議の適用から排除されるに至ったことは、きわめて注目すべきことであるといわなければならない。

ところが、この一八二四年法の生命はきわめて短かかった。フランス・プレスやジョセフ・ヒューム等の徹底したベンサム主義者のレッセ・フェールにたいする熱烈な信仰にもかかわらず、団結禁止法廃止の報が伝わるや、労働争議が頻発したため、折角の一八二四年法は、改悪の運命に見舞われるに至った。一八二五年法の第三条を検討してみよう。

「身体および財産に暴行し、脅迫または威嚇し、あるいは他人を妨害し、それによって職人、製造業者、労働者または工業産業業務に雇用される他の者に、雇用労働を去り、または終了前に労働を離れることを強制しまたは強制しようとし、あるいは職人製造業者、労働者または他の雇われて居ない者が、雇われ、または他人から雇用労働をうけられることをさまたげ、もしくはさまたげようとする者、他人にクラブまたは団体に加入し、共同基金に金し、違約金を支払うことを強制しまたは勧誘する目的をもって、あるいは他人が一定のクラブまたは団体に属せず、または共同基金に離出せず、または離出金または違約金支払いを拒絶したのを理由として、もしくは他人が賃金率の増減を実現し、労働時間を

つては「平和的な説得」であっても、雇主はこれを「威嚇もしくは脅迫」として告訴することも可能であった。しかしながら、一八二四年の団結禁止法の撤廃は、労働者の団結にたいして法的承認をあたえたものといえることはできない。ただ、団結禁止法の撤廃が、決して団結自体の承認ではありえないにもかかわらず、労働運動にたいする護歩としての意味をもちえたのは、団結を市民的自由の原則に即して解体することにより、これを個別的自由として再構成し、容認するという現実的效果を伴うものであるからにはかならない。

この立法の基本的な精神は、第二条および第三条の規定によって明らかのように、労働者もしくは雇主が、相互に平等の立場において、強制されることなく、自由に個人的に雇用契約を結ぶこと、つまり「労働の自由な取引」にあたって、国家はこれに干渉することはさしつかえなければならないという、自由放任主義であった。従ってこの点からすれば労働者の団結が、個人的自由の単なる延長でなければならないということを意味することは明らかである。一方において、暴力もしくは脅迫によらない限り、労働者が団結すること、従って団体行動をおこすことが違法でないとして規定されているとしても、この法律のいわゆる「団結」なるものの厳密な概念規定が個人的自由を抑圧すべきでないとする「個人の団結不加入の自由」に抵触してはならないことを意味している以上、この法律のいわゆる団結は、労働組合のような強制加入の原則による団結と、かなり相違せざるをえないことはいうまでもない。ここに、一八二四年の団

減少あるいは変更し、労働の分量を減少あるいは変更し、または製造業、産業業務運営の型態またはその経営を規制するためにつくりられた規約命令規則に依せず、または承諾を拒絶したのを理由として、その身体財産に暴行を加え、威嚇脅迫し、妨害する者、身体財産に暴行し、威嚇もしくは脅迫しまたは妨害し、もって工業または産業業務を行う者に、その工業産業業務の規制経営指導運用の型態を変更し、またはその徒弟の人数、職人、労働者従僕の数、または種類を制限することを強制しあるいは強制しようとする者、これらの罪を犯し、またはこれらのそれを幫助、煽動、支援する者は、以下に定める方法により有罪を宣告し、三ヶ月以下の禁錮または懲役に処す」(傍点筆者)

ここには、身体もしくは財産にたいする暴行、脅迫もしくは威嚇によるものでなければ、労働者が団結することは、何等違法とされるものではないことを明らかにしているにもかかわらず、一八二四年法と比較するならば、重大な変更がなされていることは、明らかである。第四条にはつぎのような規定が見られる。

「会合する者、またはその一部が工業産業業務において、その労働にたいし、要求する賃金率またはその労働時間について合議しまたはこれを決定するためにのみ集会する者、契約参加者またはその一部が工業産業業務において、その労働にたいし要求する賃金の率、または労働の時間を定める目的の口頭もしくは文書による契約に加わる者には本法の罪を適用しない。法律の如何を問わ

ず、右の行為を理由として告訴もしくは処罰をうけることなし。」
 この場合きわめて重要なことは、賃金率、労働時間について、労働者が合議し、もしくはそのための集会を開くことは全く自由であり、従っていかなる法律によっても処罰されるということであろう。ここには商品としての労働力が、雇用者と労働者との間で取引されるに際し、その会合の目的が賃金率もしくは労働時間のみに限定されるならば、合法的であるというのであって、一八二四年法の第二条および第三条においては、労働者の団結は、共謀罪の理由のもとに告訴されることはないし、または普通法のもとにおいても、いかなる他の刑罰にも処せられないとして、労働者もしくは資本家の団結の自由を、「身体もしくは財産に暴行を加え、または脅迫もしくは威嚇による」以外は、これを保障したのに比較するならば、一八二五年法にはいぢるしい変更がなされていることを知るであろう。

言うまでもなくそれは、団結禁止法撤廃法に対する支配階級の認識不足、この法律の通過に異常な努力を払ったフランシス・ブレイス等のブルジョア急進主義者の理論的誤謬と誤算という点から眺めるならば、一八二五年法は、一八二四年法よりも反動的なものであり、一歩後退したものであったことは間違いない。すなわち、賃金および労働時間の変更のみを目的として、労働者が合議し、または決定するために集会することだけが許容されるのであって、労働力取引の条件としての賃金、労働時間以外の事項にかんして、労働者が集会結社をなすことの権利は、否定されているといわなければならない。

また、一八二五年法の第三条には、「他人にクラブまたは団体に加入し、共同基金に醸金し、違約金を支払うことを強制、または勧誘する目的をもって、あるいは他人が、一定のクラブまたは団体に属せず、または共同基金に醸出せず……」と規定されているが、労働組合の性格として、強制加入の原則を採用する限り、この規定は、労働組合の活動そのものをいぢるしく束縛するものであった。このようにして、一八二五年法は、一八二四年法の修正の上に成立し、労働者階級の団結を制定法上の制約から解放することによって、これを容認することになったが、しかし、これは労働組合にたいし合法的な地位をあたえたものではなかった。自由放任主義を信条とし、労働者の団結をもって、「資本の自由」を侵害するものとみなした産業資本家は、消極的に労働者の「団結の自由」の承認を余儀なくさせられたとはいえ、労働組合にたいする攻撃をゆるめるものではなかった。このことは、一八三〇年代における労働組合運動にたいする苛酷な弾圧の事実によって証明されるであろう。労働者の団結が、もはや制定法上犯罪として処罰の対象とならなくなったとき、それ以後、労働組合は、普通法上の取引制限 (Restriction of Trade) の法理を適用されるにいたったのである。すなわち、制定法上の犯罪とはされなくなった労働者の団結は、「取引を制限する共謀」とみなされたのであって、一八二五年以後、クロンプトン (J. Crompton & Co.) は、この理論をうけいれ、また実際に、これを適用しようとした最初の判事であった。ヒルトン事件におけるクロンプトンの見解

十九世紀後半におけるイギリス資本主義の変貌と労働組合運動の変転

らない。一八二四年法によって、一応団結の自由を獲得した労働者階級は、一年後にはその権利に大幅の修正を強いられたものであるということができよう。すなわち、一八二五年法によれば、もしそれが厳密に解釈されるならば、賃金や労働時間にかんして、雇主と労働者との間に意見が合わなかった場合、労働者側がストライキを行使し、もしくは、雇主側が工場閉鎖を行う権利はあたえられないことになる。しかしそれにもかかわらず、賃金ひき上げもしくは労働時間の変更だけを目的とするストライキは禁止されていないし、従って刑事上の犯罪としてとりあつかわれないことは注意されなければならない。このように一見、相互に矛盾しているかの如き理念が、胚胎しているのが、これこそこの法律制定の微妙な背景を反映しているといえよう。すでにのべたように、一八二四年の団結禁止法撤廃法によれば団結禁止法によって禁止される行為についての共謀罪は当然成立しなくなり、さらに重大なことは、これらの制定法を離れて普通法における共謀罪の適用も排除されたのであったが、一八二五年はこの点を修正して、取引制限並びに共謀にかんする普通法上の法理を全面的に承認し、取引を制限する共謀罪に該当しない契約や集会の適法性のみを明言して、本法上の犯罪をなすすべての団結、および本法によって容認されない団結を、すべて普通法に委ねるとした点が、両者のいぢるしい相違点であった。ことに一八二四年法においては、「団結」という語が使用されていたのに、一八二五年法では、注意深くさけられている点は興味深いものがある。

は、一八世紀以来労働組合の法的取扱いをめぐって拡大の一途をたどったコンスピラシーの法理を無条件にうけいれ、かつこれと従来たんに民事的効力の面からのみ問題を扱ってきた取引制限の法理とを結合させて、取引を制限するコンスピラシーは、たといそれを禁止する制定法の規定がなくとも、普通法上当然に犯罪となることを明らかにしたものである。すなわちそれは、かつての団結禁止法の立場を普通法に移しかえて、普通法独自の立場からこれを宣言し、団結の犯罪的性格をより普遍的な基礎の上におくことを意味した。彼の理論は、のちにコックバーン (C. J. Cockburn) によって否定されるのであるが、普通法についてのいまひとつの見解は、ウィリアム・アール卿によって発表されたのであった。彼の理論は、十九世紀中葉におけるリベラリストに典型的に見られるところのものであるといえよう。

彼はつぎのように指摘する。すなわち、普通法は、各人は個人的にして公衆は団体的に、取引の過程が不当な妨害から守られなければならないという一般的な原則を承認するものである。すなわち、あらゆる人間は、彼が選ぶままに自分自身の労働や資本を処分することに、完全な自由を要求する権利をもつ。以上のような前提から出発して、彼は、取引を制限するための団結は、刑法上違法でないことを指摘することによってクロンプトンの理論を修正し、ただ取引を制限する団結の目的が、その取引の行為および労働の処分において、他人を妨害する目的のために追求された場合に、有罪

であるとしたのであった。

以上にのべたように、一八二五年法によって、労働組合は、刑法上の犯罪の対象たることをまぬかれるにいたったが、しかし労働組合は、これによって合法的な地位を付与されたのではなく、その目的を達するためには、一八七一年の労働組合法の成立をまたなければならなかった。とりわけ、労働組合の法的な地位が明確に保障されていなかった結果、労働組合が保有する基金および財産をめぐって、その法的保護というきわめて困難な問題が生ずるに至った。労働組合が、法的に人格を認められていない限り、組合の財産もしくは基金が組合員によって私濫されまたは横領された場合、組合の名において、その組合員を告訴する権利は認められないという当時の立法者の見解、従って支配階級の意図は、労働組合運動を危殆におとしいれるものであったことは疑いえない。労働者階級の団結権が、彼ら自身の努力によって獲ちとられるためには、一八二五年以後、多くの年月を必要とした。彼らが、一八三〇年代の労働組合運動の革命的な昂揚期と、これにつづく大チャーチスト運動の嵐を経過したのち、イギリス資本主義の相対的安定期への推移の過程のなかで熟練労働者を中心とする全国的な職業別組合に再編成されることになって、はじめてその基盤がととのえられたのである。すなわち、一八六七年、「シェフィールドの暴行」や「ホーンビィ・クロース事件」(Hornby v. Close) を契機として起った主従法改正運動が、すなわちこれである。われわれはつきに、一八七一年の労働組合法が、

労働組合運動の発展のなかで、いかにして獲得されたものであるか、これをめぐる労働者階級と資本家階級との関係の特殊性や、この法律が、イギリス労働組合運動に及ぼした影響などについて論ずるところにしよう。

- (1) Webb; History of Trade Unionism, 1920, p. 312.
- (2) 一九〇〇年、サウス・ウェールズのタッフ・ウェール鉄道会社の従業員は、ストライキに入った。一八七一年の労働組合法によれば、争議によって会社にあたえた損害にたいして、組合は訴訟をうけることはないことが認められていたにもかゝらず、上院は予期に反して、組合側にたいし契約破棄を理由として二、三〇〇ポンドの賠償を支払うことを要求した、いわゆるタッフ・ウェールの判決を下した。これは明らかに、帝国主義的反動的な当時の支配階級の意図を露骨に反映したものである。(G. D. H. Cole; British Working Class Politics, 1882-1914, 1950, pp. 167-168.)

- (3) オスボーンの判決も、タッフ・ウェール事件と同じような支配階級による悪質な意図が秘められており、労働組合にたいし、タッフ・ウェール判決以上に深甚な影響をあたえた。一九〇八年自由党に籍をおく労働党員オスボーン (W. V. Osborne) は、合同鉄道従業員組合の書記として、労働組合の基金を政治的な目的に使用することをもち、「法律上の越権行為であると考え、訴

訟をおこしたとき、はからずも上院において、正しいと判決をうけたのであった。これは生れ出たばかりの労働党にたいし、その存在をすくすくかすものであった (G. D. H. Cole; A Short History of the British Working Class Movement, 1952, pp. 311-312. 邦訳 (Ⅲ) 六三—六五頁)。

- (4) 一九二五年、第一次世界大戦後の英国資本主義の財政的破綻を救うべく、保守党のウィンストン・チャーチルによって、賃金の切り下げと労働七時間法の廃止が予告されたとき、ついに交渉は破れ、労働組合総評議会は、一九二六年ゼネラル・ストライキを決議、指令し、全産業におどろくべき早さをもって伝わった。厳密な意味では、これはゼネ・ストではなく、主として鉄道従業員、運輸労働者、鉄鋼労働者、建築労働者、印刷工を中心として闘われた。ところが新聞が休刊させられたため、却って政府の宣伝政策が効を奏し、放送の支配権によって、状況を有利にみちびくことに成功した。また労働組合側が、資金の欠乏によってゆきしまったことも、敗退を強いられた大きな原因のひとつであった (G. D. H. Cole; A History of the Labour Party from 1914, p. 188.)。

(5) Henry Collins; Trade Unions Today, 1950. 岸本英太郎氏訳「現代労働組合論」(昭和二九年十二月有斐閣)二七頁。

(6) この研究の先駆的なものとして、古くは山中篤太郎教授「労働組合法の生成と変転—資本主義英国における政策形成の研究

十九世紀後半におけるイギリス資本主義の変貌と労働組合運動の変転

—(一九二九年五月、同文館)、また最近では片岡昇氏のすぐれた研究「英国労働法理論史」(昭和三一年七月有斐閣)がある。

- (7) 団結禁止法の制定の重要なモメントとして、フランス革命の影響を指摘することはもちろん間違っていない。しかしフランス革命以前のイギリスにおいて、労働者の団結を禁止する条令が、数多く存在した事実は記憶をたねなければならぬ。(A. Aspinall; The Early English Trade Unions, Documents from the Home Office Papers in the Public Record Office, 1949, Introduction.)
- (8) George Howell; Labour Legislation, Labour Movements and Labour Leaders, Vol. 1. 1905, pp. 51-52. に掲載されたものによる。訳文は前掲山中教授の附録のものを参照。但し必ずしもこれにゆらない。以下同様。
- (9) Howell; *ibid.*, p. 52.
- (10) 片岡昇氏、前掲書一〇四頁。
- (11) Howell; *ibid.*, p. 56.
- (12) この法律では、平和的なピクエティングをすく不可能にするための雇主側の意図が明らかに見出される。
- (13) Howell; *ibid.*, pp. 56-57.
- (14) R. V. Hedges and Allan Winterbottom; The Legal History of Trade Unionism, 1930, pp. 41-42.
- (15) 片岡氏、前掲書一一頁。

- (16) 片岡氏、前掲書一一八頁。
- (17) いわゆる「ドーチェスター事件」に対する官憲のきびしい弾圧、すなわち農業労働者の組合をもって、「非合法宣誓による叛乱のための同盟」(五島茂氏、「イギリス産業革命社会史研究」五一頁)とみなしたことを想起せよ。
- (18) 片岡氏、前掲書一一八頁。
- (19) Hedges and Winterbottom; *ibid.*, p. 43.

三

一八二四年および二五年の団結禁止法の撤廃によって、労働組合運動は、一応非合法であることからまぬがれ、その後、ウェップ夫妻のいわゆる「労働組合運動の革命的な時期」とチャーチスト運動を通じて、その勢力を伸張することができたのであった。しかしながら、オーエン主義の指導的な影響のもとに、未曾有の昂揚を記録しながらも、グランド・ナショナルの急速な衰亡は、この一大組合組織の機構的な脆弱さによるものであり、あるいは資本家階級によるはげしい圧迫の結果であるとしても、それが労働組合運動にたいする大衆の熱意を失わせ、政治的運動としてのチャーチスト運動にその関心を向けさせることとなったことは否定できない。だが、一八三〇年代におけるオーエン主義の偉大な役割は、英国全土に散在していた雑多な職種の労働者を、一大組合の傘下に糾合せしめ、資本に対抗する一大勢力として、雇主側に認識させたことであつた。

この重要な意味は、グランド・ナショナルが崩壊しはじめた一八三四年以後、次第に明らかになるに至つたのである。すなわちグランド・ナショナルが分解したのち、労働組合運動は、一時その中核を失つてしまつたのであるが、しかしその靡虚のあとに、やがて全国的な職業別組合として成長すべきもつとも萌芽的な型態が、あらわれはじめたからである。紡績工組合をはじめ、建築労働組合や炭坑夫組合などがその主要なものであり、一八四〇年代になると、陶工組合や全国印刷工組合、そしてまた裝飾用高級ガラス製造工連合組合などが出現したが、もつとも注目すべきものは、一八四一年、ウェイクフィールドで結成された大英国炭坑夫連盟であつた。そして一八四五年には、労働保護全国労働組合連合会や全国職種連合協会が組織され、これらは一八三四年のグランド・ナショナルと一八五八年の労働組合評議会の建設までの過渡的な組織として、ウィクトリア型組合としてのニュー・モデルの建設に貴重な役割を果たしたのである。

われわれはすでに、ニュー・モデルの組合の成立と、一八五〇年および一八六〇年代の労働組合運動の発展について比較的詳細に論じた。⁽¹⁾一八六七年の選挙法改正によって、選挙権をあたえられた都市の労働者は、チャーチスト運動が十数年をついやしてなお獲得できなかった目的の一部を、きわめて制限された形ではあつたが、達することができたのであつた。ジャンタを中心とする労働者階級の政治運動は、ホイッグ・リベラルズすなわちブルジョア急進主義

者との協調のもとに、労働者階級の政治的地位を向上せしめるのに貢献したのであつて、この意味では、一八七一年の労働組合法の成立も、都市労働者の選挙権の獲得の場合と同じく、ニュー・モデルのいわゆる「新しい組合精神」の賜物にはかならなかつた。ジャンタを指導者とするニュー・モデルの組合の理論は、商品としての労働力の供給をいかにして制限し、これをもつとも高価に雇主に売りつけるか、労働者の賃金は、要するに労働力の需要と供給との関係によって決定されるという点にあつた。われわれはここに当時の労働組合運動において資本の自由を中心とするレッセ・フェールの思想と賃金基金説の教義が根強く浸透しているのを知るのであろう。合同機械工同盟の書記であり、ジャンタの指導的メンバーであつたウィリアム・ニュートンは、つぎのようにのべたといわれる。

「供給と需要とが労働の賃金を規制する。これは不幸にしてあまりにも真実すぎる警句である。しかし、それはひとつの真理であり、従つてくつがえすことのできないものであるかぎり、もつとも有利にこれを利用することこそ必要である。いまやわれわれは、賃金について、ひとつの基準というものを設定することを主張しないし——一定の額を主張しようとも思わない。さしあたりわれわれは、賃金というものが、労働の供給と需要によって規制されるという競争の原則に従おうというのだ。それゆえわれわれは直接の方法で、いやしくも賃金を処理しようと思つてゐるのではない。われわれは、賃金を規制するところのこれらの原則に干

十九世紀後半におけるイギリス資本主義の変貌と労働組合運動の変転

渉することを目的とするのであつて、その結果それ自体よりもむしろ結果の原因をとりあつかおうとするのだ……。

労働の賃金は、就業していない人々の数や、労働者自身の間に残存している競争の量によって影響をうけるものであり、——従つて、失業者の数が減少し、それによって競争がなくなるのでなければ、賃金は増大することはできないし、特権も増加することはない……⁽²⁾。

このような理論が明らかに、労働と資本との利害の対立を陰蔽するものであり、戦闘的精神を喪失した日和見主義の反映であることはもちろん、労資協調、資本と労働との共存共栄の思想につながるものをもつていたことはいうまでもない。

資本と労働とは、わが創造者によって結び合わさると見えたり
精神の世界においてそれは、巨大なる
双生児ならずや？
労働はそもひとり何をかませる？
石をもて鼻をばくじぎ、穀物なき

水車をまわさんとするか！
げに資本はひとりにて何をかませる？
その種を死蔵し、黄金の丸薬
を喰わんとするか。⁽³⁾

だが、労働組合運動におけるこのような日和見主義と労資協調主

義とは、労働組合の法的な地位について、支配階級による確認を、少しも保障するものではなかった。むしろ合同機械工同盟を中心として結成されたニュー・モデルの組合の量的質的な増大に脅威をうけた資本家階級は、一八二五年法の不備に乗じて、労働組合の戦闘力を弱めようとして機会をねらっていた。いま一八五〇年代から六〇年代にかけての主要な争議を列挙すれば、発展しつつあった全国的な職業別組合に加えられた資本の攻撃のげしさを物語っているということが出来るであろう。すなわち、一八五二年の機械工のロックアウト⁽⁵⁾、一八五三年から五四年にかけてのプレストンにおける綿業労働者のロックアウト⁽⁶⁾、一八五九年から六〇年にかけてのロック・アウト、一八六四年、煉瓦積み工の闘争などで、その闘争の目標が、あるいは賃金の値上げであれ、労働時間の短縮であれ、もしくはその他の労働条件をめぐるものであれ、この一連の資本家的な攻撃は、その背後に少なくともつぎのような重要な意義を胚胎していた。すなわち、一八五〇年代における各職業別組合の全国的な合同 (Amalgamation) によって、資本家側が非常な脅威を感じたという事実は、同時に、ジャンタを中心とする指導者層がこれらの全国的な職業別組合の強固な基礎の上に立ちつつ、労働組合をもって、総体としての労働力の集合的な取引の強力な機関として再組織し、これによって総資本の圧力に耐えしめようとする異常な努力を認識したことにはかならなかつた。

さきに指摘したように、一八二五年の団結禁止法の撤廃は、個人

的な自由のたんなる集合としての労働者の団体行動を国家的な刑罰の対象から解放せしめたにとどまり、労働者の権利としての争議権の法的な承認はもちろん、団結権の確立を実現したものではなかつた。この団結禁止法の撤廃は、「資本の自由」の政策的な反映であつて、本来、法的には資本と平等である労働の、「営業の自由」の一面としての「労働の自由」という原則は、団結禁止法の撤廃と同時に、全面的に貫徹されたわけではなかつた。⁽⁷⁾ 前世紀的な主従法 (Master and Servant Act) は、新興産業資本の論理を徹底的におしすすめたものとしての資本家と労働者との契約関係、労働力すなわち商品としての取引関係を拘束規制し、法的に平等なるべき雇用者と被雇用者の関係、いにかえるならば労働力の買手としての資本の所有者と商品としての労働力の所有者との取引関係にたいして、支配と服従、保護と支配の原則にもとづく主人と召使いとの間を強制するものであつた。

一八六〇年代における労働組合運動の発展は、一八六八年の夏、マンチェスターにおいて労働組合総評議会の結成をうながしたが、これは労働組合を各職業別に組織したニュー・モデルの組合を、さらに全国的な組織に包括しようとしたものであり、このような企図は、団結禁止法の撤廃につづく一八三〇年代におけるドハーティの運動とロバート・オーエンのグラランド・ナショナルの運動に見出すことができる。⁽¹⁰⁾ 一八三〇年代の運動は、労働者階級の意識的な未成熟や資本家側の圧力によって失敗に帰し、またこれにつづく一八四

五年の労働保護全国労働組合連合もまた、必ずしも成功をおさめることができなかった。⁽¹¹⁾ しかし成功するにいたらなかつたとはいへ、この団体は一八五九年まで存続し、労働者階級にたいし、それまで雇主側の方に、極端に有利にされていた取引交渉力の均衡を回復し、失業、疾病および傷害のようなさげがたい不幸に苦しむ人々にたいし、社会保障の役割をはたそうとするかに見えた。さきにも述べたように、一八五〇年代から六〇年代にかけては、大規模な工場閉鎖やストライキがおこり、その結果、各職業別組合の間に相互に財政的な援助をあたえる慣行が、次第に樹立されていった。それにもかかわらず、一八五〇年代には、全国的な職業別組合の連合体をつくらうとする試みは実を結ばなかつた。しかし新しい労働条件の獲得に努力しつつあつた綿業労働者の組合、一八四〇年代にはマーティン・ジュード (Martin Jude)、一八五〇年代におけるアレキサンダー・マクドナルド (Alexander MacDonald) の努力によって、全国的な大職業別組合に成長した全国炭坑労働組合などの巨大な組合の勢力の伸長、さらに建築労働者の組合発展は、次第に全国的な労働組合の統一的な会議の基礎を促進するのに貴重な示唆をあたえたものであつた。とりわけ、ロンドンの建築労働者は、一八五三年、九時間労働を要求して闘つたが、この当時、建築労働者は、主として地方的な基礎の上に立つ小規模な職業別組合によって組織されており、一地方と他の地方との間には、きわめてルーズな形でしか協力関係が保たれていすぎなかつた。ところが、建築労働者によ

る労働時間短縮の運動が、一八五六年、土曜半日制を獲ちとるや、これを通じて、一八五八年には、大工、石工および煉瓦積み工の間に連合委員会がつくられたのであつた。⁽¹²⁾ これは主としてジョージ・ポッター (George Potter) の努力に負うところ多大であつたといへ、やがて二〇年後に労働組合総評議会を建設するために重要な役割を果したことは記憶されなければならない。

このようにして各労働組合の間に次第に職種の枠をこえた統一的な運動がもたらした結果、一八五八年グラスゴウにはじめて労働組合評議会が結成され、やがてシェフィールド、リヴァプールおよびエジンバラにも組織され、ついに一八六〇年ロンドン労働組合評議会が建設され、一八六八年の労働組合総評議会の礎石をきついたのであつた。ジャンタによってひきいられたニュー・モデルの組合が、労働組合をもって、商品としての労働力を、資本の所有者であり、労働力の顧客として立ち現われる雇主にたいして、できるだけ高くうりつけるための機関として考えていたとすれば、何よりもまず彼らが労働市場を掌握することによって、非組合員を嚴重に排除するクローズド・ショップの原則を固守し、従つて熟練労働者の独占的利益を守るのに大きな努力を払つたことはいうまでもない。しかしながら彼らにとって不熟練労働者によるストライキ破りと同様に、いやそれ以上に、到底耐えがたいことは、いわゆる主従法の拘束であつた。主従法とは、簡単に云えば、労働者と雇主との間の契約関係において、雇主がこれを破棄した場合には、それが故意のもので

あり且つ弁解の余地なきものであろうとも、損害賠償の告訴をうけるか、もしくは賃金の場合には、即決の裁判によって、一〇ポンド以下の罰金の支払を要求されるのにすぎなかったのに反し、他方労働者が、その業務をやめあるいはその仕事を抛棄した場合には、刑法上の犯罪として訴えられ、且つ三ヶ月の禁錮に処せられるというのであった。そしてこのような法的な不平等は、使用者に訴えられた雇主は、みずから証人になることはできなかったが、雇主によって告訴された被使用者は、自分自身のために証拠を示すことができないということによって、倍加されるに至ったのである。すでにしばしば指摘したように、ジャンタによって率いられたニュー・モデルの組合、すなわち全国的な職業別組合は、商品としての労働力を資本制社会における市場取引の法則を通じて、労働力の独占による供給の制限を通じて、使用者との交渉において有利な地歩を占めようとするものであった。ニュー・モデルの組合の成長の歴史が、商品としての労働力をいかにして高く売りつけるか、そのためには労働力の熟練度を維持することに全力を注ぎ、労働力の需要と供給を制限する独占的な組織を形成するための苦闘の連続であった。だとすればこの職業別組合が、このような自己の経済的論理を拘束する強制としての主従法におさえがたい反撥を感じ、主従法の廃止を通じて、一八二五年以来、消極的な意義でしか認められなかった団結権を確保しようとしたのは当然であった。いかにえるならば、職業別組合の論理は、労働力の取引を通じての労資双方の交渉力を、その不平等

な点にかんして修正し、資本制社会の法則の否定の上にはなく、自己を資本主義的な商品交換の法則の上に強く築き上げようとしたのであった。一八六七年のシェフィールドの暴行事件は、このような意味で、一八七一年の労働組合法制定の重大な契機となった主従法廃止運動のさきがけともいえるべきものであった。

一八五〇年代から六〇年代における職業別組合の全国的な発展に脅威をうけた資本家側は、しきりに工場閉鎖をおこない、これに対する労働者階級の抵抗は激化した。労働者の団結に対抗して資本家も強力な組織を結成し、闘争は、オーエン主義の時代やチャーチストの時代とは異なる様相を呈しながら、次第に激烈となったのである。ウェップ夫妻も指摘するように、一八六五年当時、ロック・アウトは、あらゆる大産業の特徴となろうとしていた。度重なるロック・アウトは、労働者階級の間で憤激をまきおこしたが、このような興奮状態がまた雇主をして、労働者の団結は、法律をもって抑圧する以外に処置しがたいものであるとする危険な思想をうえつけるに至った。元来、一企業の中に争議が勃発し、労働者と雇主とが対立すれば、その間に多少不穏な事件がおこることは充分考えられる。雇主に對する威圧や威嚇的な行動、もしくは、ストライキ破りに對する復讐的な行為としての暴力的な行動は、争議には必然的な現象であるといつても過言ではなかった。このようないわばラットニング (Rattening) — ねずみのいたずら — は地方の小都市の組合などでは、古くから行われていた。しかし一八六五年以後、極度に反動化し

た支配階級は、新聞の力をかりて、わずかにある種の産業、もしくはある地方に個別的に見られる現象としてのラットニングがイギリスの労働組合運動に普遍的に見られるところの暴力行為であり、労働組合は、目的のためには手段をえらばずという觀念を流布せしめるのに成功したのであって、そのために世論は労働組合にたいして硬化し、「労働組合のテロリズム」が、悪夢のように宣伝されるに至った。

時あたかも一八六六年六月、絶えまないロック・アウトの強行に對処するため、巨大組合の組合員約二〇万人を代表する一三八人の代表者が、シェフィールドに會議を開き、その防衛策を協議していった。會議の結果、労資双方を斡旋する仲裁機関の設立の要求が提唱され、また資本家の大連合に對抗し、ロック・アウトによって失職した労働者を支援するために、全英国組織労働組合同盟 (The United Kingdom Alliance of Organized Trades) が結成された。

これは基金の欠乏により、衰退しながらも、一八七〇年までつづくのであるが、こうした雰囲気のために、一八六六年いわゆる「シェフィールドの暴行」が、労働組合員による共謀罪として注目をあび、世論の動向が反組合的になるにつれて、労働組合は非常に不利な立場に追いつめられ、また政府は、この問題にかんする王立査問委員会を任命し、調査にのり出したのであった。重要なことは、暴力行為よりも、これを口実として、労働組合運動に加えられた経営側の攻撃であった。さきにも述べたように、いわゆるラットニングは、労働組合運動に支配的な現象ではなかったが、事件の重大性を認識し

たロンドン労働組合評議會と合同機械工同盟は、シェフィールドの暴行事件を調査するための代表者を派遣した。その報告によれば、労働組合が共謀したという証拠がないこと、また、ラットニングの行為自体が、労働組合運動の発展を阻害するものであることを警告していた。これに反して、王立査問委員会の目的は、調査を過去十年間にわたって、シェフィールドであろうと、あるいはその他のところであろうと、あらゆる暴行に拡大させることであつたため、特殊な地方の労働組合のみならず、労働組合運動全般の主体とその効力とが、あらためて査問の対象となつた。

すでに暴力行為は、労働組合運動と密接不離な関係にあるかのような宣伝を行つてきた資本家の新聞によって、労働組合にきわめて不利な世論が形づくられ、その結果、労働組合は議會の査問の前に、大きな試煉と危機に直面するに至つた。労働組合運動の発展に脅威をうけた支配階級が、これを機会に労働組合の法的地位を、一八二五年前のかのフランス革命と団結禁止法の時期にまで追いやろうとする意図も考えられたからである。すでに指摘したように、一八二五年の団結禁止法撤廃法によれば、労働組合は非合法な地位から解放されたのであったが、しかしいかなる合法的な地位もあたえるものではなかった。すなわち、それによれば、労働組合は、それが追求するところの目的や、これらの目的が達せられる方法が合法的であるか、強制的でないか、もしくは犯罪性であるかに従つて合法的であるか、もしくは取引を制限するものとして非合法であるか、あ

るいは犯罪的なものとされるというの⁽¹⁹⁾が、一八二五年の団結禁止法撤廃法の基本的な精神であった。従って労働組合が実際に、一八二五年法における意味での合法的な地位にとどまろうとするならば、その活動は、きわめて制限されるをえない。たとえばそれは、友愛組合のような慈善的な団体の活動に制限されるべきであって、もしも労働組合がそれ以上の目的を追求するならば、一八二五年法第四条に規定された目的にきびしく限定されるのでない限り、非合法とされ、犯罪的なものとみなされるのであった。事実、労働組合は、一八五五年、その基金が友愛組合法の規定によって保護されることになったのであって、これによって労働組合は、組合役員による基金の横領や私消を防止することができたのであった。ところがやがて反動期がおとずれた。一八六七年、蒸気機関工組合は、そのブラッドフォード支部の会計掛が、二四ポンドの組合基金を不法に所有していたという理由で訴えたところ、予期に反して治安判事は、労働組合運動がすでに友愛組合法の範囲を逸脱しているという理由のもとに、蒸気機関工組合は、同法の適用をうけることができないう判決を下した。これを不服とした労働組合側は、高等法院に上告したが、その判決は、労働組合をもって取引制限を理由として、一八五五年の友愛組合法による基金の保護を拒否したのであった。ホーンビィ・クロース事件(Hornby v. Close)として知られたこの判決は、ジャンタを指導者とする労働組合運動に深刻な影響をあたえた。老大な基金を保持していた合同機械工同盟を中心とするニ

ュー・モデルの組合、すなわち全国的な職業別組合は、いまやその基金の法的な保護を剝奪されたばかりでなく、ほとんど非合法の地位におとされるといふ危険な事態におちいったのである。

これにたいしてジャンタはどのように対処したのであるか。まず第一に、彼らは援助を中産階級に求めたのであって、トーマス・ヒューズ(Thomas Hughes)等のキリスト教社会主義者が、努力をしたといわれている。ジャンタが何よりも目的としたところのものは、労働組合の基金の法的保護とその合法的な地位の確保であって、支配階級をして、労働組合が、ストライキを職業とし、暴力行為を行うものではないことを認識させる必要があった。ジャンタの努力とキリスト教社会主義者の運動が効を奏して、労働組合にかんする王立委員会が任命されたが、トーマス・ヒューズとフレデリック・ハリソン(Frederic Harrison)が、労働組合代表として席をしめることができた。これらの人々の不屈の努力により、委員会の報告書は、労働組合の法的地位の改善と団結権の承認を示唆するものとして発表され、委員会がなお開かれている間に、一八六八年のラッセル・ガーンイ法によって、組合の役員が不法に公金を横領した場合には、その役員を起訴することができるようになり、また一八六九年には、ひとつの臨時法——労働組合法(基金保護法)——によって、王立委員会の報告が完成するまでの間、不正を行った役員から、賠償を求める民事訴訟を行うことができるようになったのである⁽²⁰⁾。かくして一八七一年の労働組合法への途は、急速にはき清め

られたのであったが、そのための重大な契機となったものは、一八六七年の第二次選挙法の改正であった。労働者階級の抵抗と政治的な自覚とが、団結権の承認へ、支配階級を駆りたてたこともまた忘れられてはならない。

一八七一年労働組合法第二条によれば、

「労働組合はたんにその目的が、産業の拘束に存するの理由により、違法とみなされ、その組合員を共謀罪その他の罪名により、刑事追訴に付せられることなし。」

またその第三条には、

「労働組合は、たんにその目的が、産業の拘束に存するの理由により、違法となり、その契約または信託を無効もしくは取消しうべきものとせられることなし。」

われわれはいまここで、一八七一年法の規定について詳細な分析を試みる余裕もないし、またこれを目的とするものではない。要するに一八七一年法の意義は、イギリス資本主義の発展の途上において、理論的に深められた個人主義と経済的自由主義の立場から帰結する取引自由の原則に違反するものとして、また刑法上のコンスピラシーとする観念から、労働組合を解放し、労働組合の法的な地位を確保したものにほかならなかった。しかしながらつねに注意されねばならないことは、一八七一年法は、労働者階級の全面的な勝利によって、獲得されたものではないことである。この運動に専心したジャンタの政策そのものが、反資本主義的なものではなく、商品交換

の原則の上になつて、商品としての労働力をもっとも有利に売りつけようとする条件として、団結の法的承認をかくべからざるものとしたのであった。またその限りにおいて、資本家側は労働者の団結の法的な承認をジャンタに譲歩したのであった。このことは、王立査問委員会にたいするジャンタの働きかけの過程のなかに、ありありと読みとることが出来る。ウェップ夫妻によればジャンタとその同盟者の政策は、みずからを擁護する政策として、古いタイプの非常に多くの小さな地方の労働組合とは反対に、大規模な職業別の友愛組合に、査問委員の関心をひきつけようと努力したし、合同大工組合は、ストライキを誘発させるどころか、むしろ保険会社の事業に主として没頭していることを力説したほどであった。すなわち彼らは、組合員のために、機械、外国人労働者の輸入、請負仕事、時間外労働もしくは徒弟の自由な雇用にたいするあらゆる反対を否認したと主張したのに対し、資本家側はこれに反論を加えたといわれるが、このような主張のなかに、イギリス労働組合運動の性格の特殊性、その全国的職業別組合の妥協的な主張に対応するものとしての一八七一年法の性格をも把握することができるのである。一八七一年の労働組合法の成立は、職業別労働組合のもとにおける労資間の妥協と苟合の結果であり、団結は、労資間の取引交渉力の不均衡を是正するための手段としてのみ把握され、資本主義制度のもとにおける賃金低下の法則に抵抗しようとするはげしい闘いのための組織として理解されていなかったということができよう。その意味

では、やはりウィクトリア黄金時代の賜物であり、一八六七年の第二次選挙法と同じくイギリス資本主義の相対的安定期における組合精神の忠実な反映であったということができらるであらう。

- (1) 三田学会雑誌、昭和三三年四月号および九月号参照。
- (2) James B. Jefferys; Labour's Formative Years; p. 34. (Article in The Operative, April 12th, 1851. Unsigned.)
- (3) Jefferys; *ibid.*, p. 48. (Extracts from lines spoken at a Public Dinner of the Boiler Makers' Iron Ship Builders' Society, Hull, September 28th, 1872.)
- (4) Webb; History of Trade Unionism, 1920, pp. 240-241.
- (5) 一八五一年一月、合同機械工同盟は時間外労働と請負仕事を拒否し、資本家側は翌一八五二年一月、ロック・アウトをもつて応えた。
- (6) 一八五三年六月、フレストンの力織工は、一八四七年に強制された一〇パーセントの賃金切り下げを回復することを経営者側に要求した。大部分の経営者はこれを拒否し、ついにロック・アウトが行われた。
- (7) 日本労働法学会編「労働法講座」第三巻、「労働争議」(有斐閣、昭和三三年)

(8) B. C. Roberts; The Trades Union Congress, 1868-1921, 1958, p. 11.

(9) G. D. H. Cole; Attempts at General Union, 1918-1834 を参照。

(10) Webb; *ibid.*, p. 113.

(11) Roberts; pp. 12-13.

(12) R. W. Postgate; The Builders' History, p. 168.

(13) Webb; *ibid.*, p. 249.

(14) Webb; *ibid.*, p. 256.

(15) G. D. H. Cole; A Short History of the British Working Class Movement, 1952. 邦訳第二巻一三頁。

(16) Webb; p. 257.

(17) Webb; *ibid.*, p. 258.

(18) Webb; *ibid.*, p. 259.

(19) Hedges; p. 55.

(20) Cole; Short History. 邦訳一一九頁。

〔後記〕この論文を執筆するにあたり、京都大学助教授、片岡昇氏のすぐれた御著作「英国労働法理論史」から多くの示唆をあたえられた。学恩に感謝する次第である。

——一九五九・一・一五——

インド小工業政策の理論的基盤

——低開発国の産出量と雇用問題——

矢 内 原 勝

- I 序
- II 産出量と雇用
- III A型二重経済
- IV B型二重経済
- V 社会・政治的要因

I 序

インド共和国の「第二次五ヵ年計画試案要項」第一章の冒頭に、第二次五ヵ年計画の主要目的として次の四項目が挙げられている。

- (a) 国の生活水準を向上させるような国民所得の大幅な増加
- (b) 基礎的工業の発達に特に重点をおいた急速な工業化
- (c) 完全雇用
- (d) 社会的公正

この四項目の中、(a)産出量極大化、(c)完全雇用、は計画の目的であって、(b)の重工業優先はその手段であるかと思われる。

インド小工業政策の理論的基盤

(d)はインドの経済開発がいわゆる「社会主義的型」をとるといわれることの反映であり、計画にある種の性格を与えているものであろう。このようにしてみると、各項目は同質でないばかりか、相互に矛盾する可能性さえ存在するのではないかと思われる。特に(a)産出量極大化と(c)雇用極大化は常に同時に達成されるという保証はないかもしれない。R・ヌルクセは、「第一次五ヵ年計画」は農業に重点をおいたが、「第二次五ヵ年計画」は、消費財生産拡張のための小村落工業の育成と鋼鉄および機械製造業における生産能力の増加を目標としたことが特徴であるとしている⁽²⁾。M・ドップが、デリー・スクール・オブ・エコノミクスの公開講義において、後進国の経済開発は重工業優先でなければならぬと主張したにもかかわらず⁽³⁾、インド統計研究所長で計画立案の主要人物であるP・C・マハラノビスを始めとして、インド政府および学者の大勢は、少なくとも小工業を無視してはいけないという点で一致している。そして産出量極大化と雇用極大化に関連して、インドの計画において小工